

# 「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

## 第17回本部員会議

日時：令和2年11月26日(木) 16:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

### < 次 第 >

#### 1 開会

#### 2 議題

- (1) 現在の発生状況及び本県の取組について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について
- (3) その他

#### 3 閉会

### <配布資料>

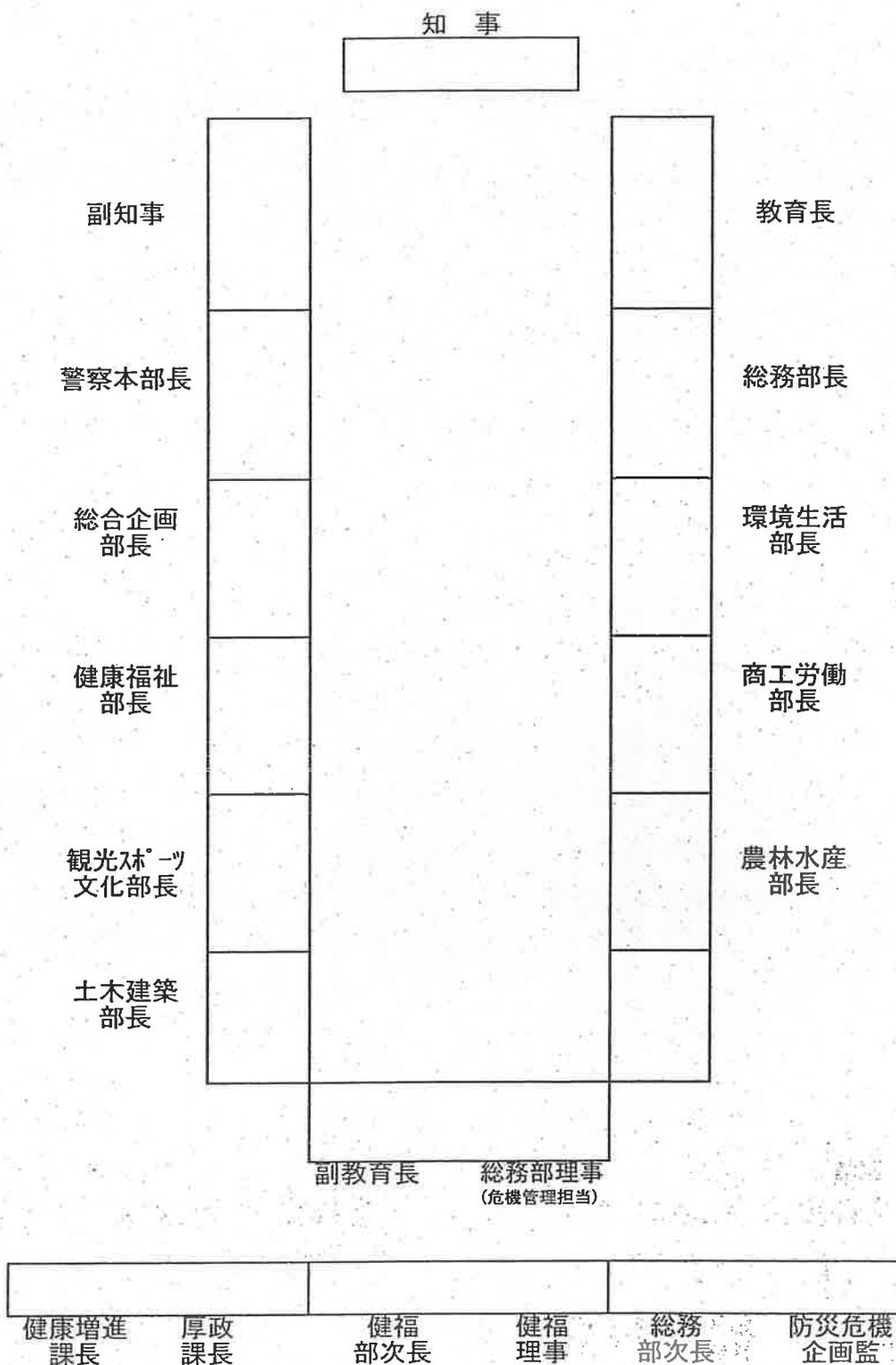
資料1 現在の発生状況及び本県の取組について

資料2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

資料3 県民の皆様・企業の皆様へのお願いについて

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第17回本部員会議 配席図

日時：令和2年11月26日(木)16:00～  
 場所：県庁4階 共用第1会議室



## 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第17回本部員会議

日時：令和2年11月26日(木)16:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

## 現在の発生状況及び本県の取組について

## 1 発生状況（全世界及び日本国内） ※厚生労働省公表数字

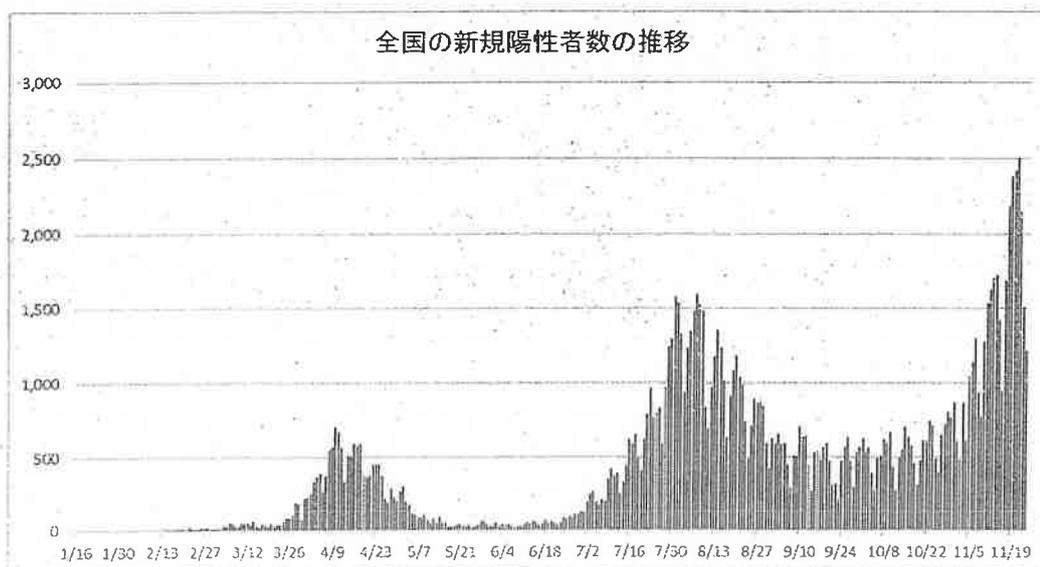
## (1) 全世界（11/25 15:00 現在）【日本を除く】

患者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(12,591,163)、インド(9,222,216)、 ブラジル(6,118,708)、フランス(2,157,670)
59,569,831	1,405,732	

## (2) 日本国内（11/25 0:00 現在）

(人)

	P C R 検査 実施 人数	P C R 検査 陽性 者数	入 院 治 療 を 要 す る 者  (うち、 重症者数)	な 退 院 又 は 療 養 解 除 と な る 者 の 数	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (③除く)	3,010,223	133,939	18,388 (376)	113,394	2,000	167
② 空港検疫	320,340	1,446	129 (0)	1,316	1	0
③ チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
合計	3,331,392	135,400	18,517 (376)	114,725	2,001	167



## 2 本県の状況

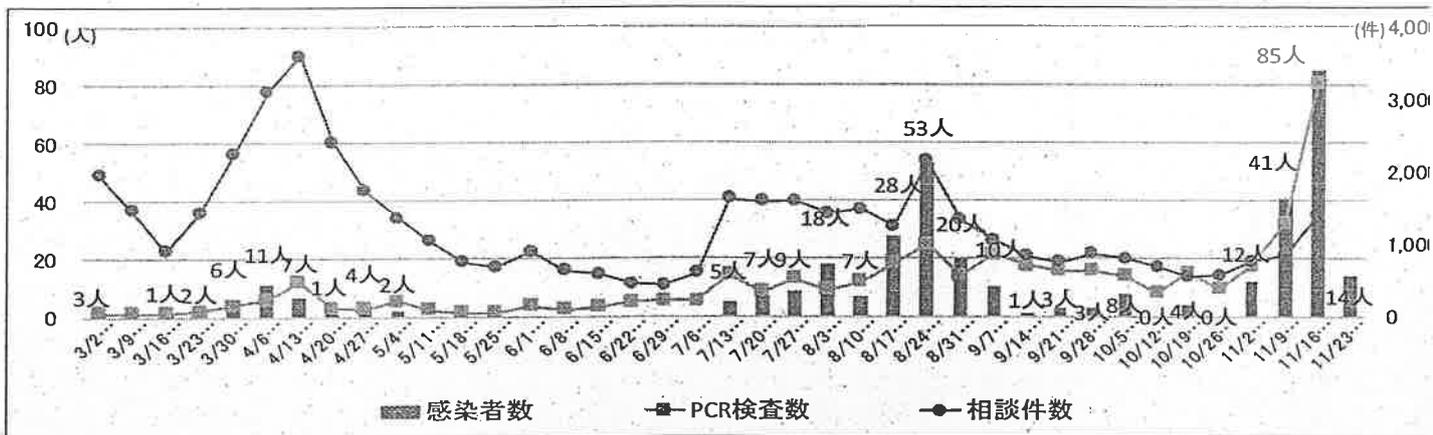
(1) 患者数等 陽性367人(死亡2人)

[入院:96人 宿泊:23人]

(2) 市町別感染者数(11/24 20:30時点)

下関	33	宇部	51	山口	46	萩	2	防府	16
下松	10	岩国	104	光	4	長門	2	柳井	1
美祢	4	周南	13	山陽小野田	68	周防大島	0	和木	4
上関	0	田布施	0	平生	0	阿武	0	県外	9

※県外在住者については、これまでの帰省先等による市町別では区分が困難となる事例が生じていることから、11/5以降は「県外」欄を設けて集計。※～11/4 県内:207人 県外:17人



(3) PCR等検査(2/15~11/22)

累計 17,013件 (11/16~11/22実績 3,218件)

## 3 モニタリングの状況

指標	現状値 (県)	(参考) 国分科会が示す目安 の本県への当てはめ	
		ステージ3	ステージ4
① 稼働病床数 (うち、重症者用病床)	11/26 96床(重症0床)	105~210床 (34~67床) 確保病床数×25%	211床以上 (68床以上) 確保病床数×50%
② 療養者数(入院者数・宿泊療養者数 等を合わせた数)	11/26 119人	200~339人 10万人対15人以上	340人以上 10万人対25人以上
③ 直近1週間のPCR検査陽性率	11/16~11/22 4.3%(88/2,058)	10%以上	
④ 直近1週間の新規感染者数 【人口10万人当たり】	11/20~11/26 43人【3.7人】	200~339人/週 【15~24人】 10万人対15人以上	340人以上/週 【25人以上】 10万人対25人以上
⑤ 直近1週間の新規感染者数の増加比 (その前1週間との比較)	11/20~11/26 0.56(43/76)	直近1週間がその前1週間より多い(1.0超)	
⑥ 感染経路不明な者の割合	11/20~11/26 11.6%(5/43)	50%以上	

## 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

令和 2 年 11 月 26 日  
山口県新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第 3 項に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、5 月 25 日に全ての都道府県が該当しないと判断され、緊急事態宣言が解除された。

解除後は、一定の移行期間を設け、外出自粛、施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

### 1 都道府県に求められる措置等の概要

緊急事態宣言解除後の都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設け、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階に応じて対応することとなっている。移行期間は、当初、7 月末で終了する予定であったが、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」（以下「分科会」という。）での評価に基づき、国内の感染状況の変化に応じて催物等の開催基準が変更されるなど、国からの通知により基本的対処方針の取扱いが変更されてきた。

10 月以降、東京や大阪、北海道をはじめとして、全国的に感染拡大の傾向が見られたことから、11 月末までとされていた催物等の開催制限が来年 2 月まで延長されるとともに、国の G o T o キャンペーン事業の運用が見直された。

【国の基本的対処方針等に示されている都道府県の取組】

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、住民や事業者に周知を行うこと。
- まずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの実践をはじめ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。
- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとし、できる限りその判断基準や考え方を設けておくこと。

## 2 本県の対処方針

政府の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

対応に当たっては、医療提供体制の確保状況を踏まえながら、感染拡大予防と社会経済活動の両立に向け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことを基本とする。

### (1) 県民への協力要請

- 県境をまたいで移動する場合は、移動する都道府県やその周辺地域の状況をホームページ等で確認した上で、感染リスクが高い施設の利用は控えるなど、慎重に行動するよう働きかけ。
- G o T o トラベル事業の適用が一時停止された地域には、観光を目的とした旅行を控えるよう働きかけ。
- 手洗いの励行、「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避ける、人と人との距離をとるなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した感染防止対策の徹底。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、改めて対策の基本である「三つの密」の回避を徹底するとともに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店等の利用自粛などの対策を検討。

### (2) 事業者・関係団体への協力要請

- 時差出勤・在宅勤務(テレワーク)等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組む飲食店に対し、「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」のポスターを配付するとともに、県ホームページで取組内容等を周知。

- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮や休業の要請等の対策を検討。
- 院内・施設内などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者等の入院等の迅速な対応によりクラスターの早期封じ込めを実施。

### (3) 学校等の対応

#### ア 公立学校(幼小中高特)

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

#### イ 私立学校(幼中高、専修・各種学校)

- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

#### ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園(幼保連携型、保育所型)において、開所を継続。

### (4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準> ※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
9月19日～ 2月28日	・大声での歓声・声援等がないことが前提とするもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等)  100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人  ※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント)  50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。
- 観光振興については、観光施設等の感染防止対策を講じるとともに、旅行者には「新しい旅のエチケット」の実践を促しながら、取組を実施。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。

- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

＜分科会の示すステージの指標＞

項目		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体	・最大確保病床の占有 率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 1/4 以上	・最大確保病床の占有 率 1/2 以上
	うち重症者用病床	・最大確保病床の占有 率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数 の占有率 1/4 以上	・最大確保病床の占有 率 1/2 以上
	②療養者数	15 人/10 万人 以上	25 人/10 万人 以上
監視体制	③PCR 陽性率	10%	10%
感染者の発生状況	④新規報告数	15 人/10 万人/週 以上	25 人/10 万人/週 以上
	⑤直近一週間と先週一 週間の比較	直近一週間が先週一週 間より多い	直近一週間が先週一週 間より多い
	⑥感染経路不明割合	50%	50%

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

### 3 感染拡大に備えた対応

#### (1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 季節性インフルエンザへの対応も含め、かかりつけ医等の身近な医療機関で相談・診療・検査が提供できる体制を整備。

#### (2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

#### (3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する衛生物資等については、国の保有状況調査等により、病院の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

#### (4) G o T oキャンペーンの取扱い

- 本県の感染状況について、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T oキャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

## 催物の開催制限について

## 1 参加人数の制限

参加人数は、収容率及び人数上限のいずれか小さい方とする。

収容率	声援などが想定されない クラシック音楽コンサート等	収容率100%まで可能 (5,000人以下の場合)
	上記以外	収容率50%まで可能
人数上限	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	

## 2 参加人数の具体例

区分	収容定員	声援などが想定されない (クラシック音楽コンサート等)	左記以外の声援が想定 されるもの(スポーツ観戦等)
1万人以下	1,500人	1,500人 (5,000人まで)	750人 (収容率50%)
	5,000人	5,000人 (5,000人まで)	2,500人 (収容率50%)
	8,000人	5,000人 (5,000人まで)	4,000人 (収容率50%)
	10,000人	5,000人 (5,000人まで)	5,000人 (収容率50%)
1万人超	20,000人	10,000人 (収容率50%)	

※ ( ) 内は適用される制限

## 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、11月に入り、県内でクラスターが発生するなど多数の感染者が確認されましたが、積極的なPCR検査の実施などにより、県全体での感染拡大には至っていないところです。

しかし、全国的に感染が拡大している状況を踏まえ、札幌市又は大阪市を目的地とする旅行について、GoToトラベル事業の適用が一時停止されることとなりました。

全国の感染拡大の波が本県にもおよぶ恐れがあることから、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいく必要があります。

県民の皆様、企業の皆様には、感染を拡大させないよう、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## ＜県をまたぐ移動時の留意点＞

- ◎ GoToトラベル事業の適用が一時停止された地域への観光を目的とした旅行は控えてください。
- ◎ 感染者が急増している地域への移動については、なるべく控えるとともに、移動される際には、移動先の地域の自治体の情報に留意して、万全の感染防止対策を講じてください。

## ＜飲食店での感染拡大防止＞

- ◎ 会話の際には、マスクを着用し、感染リスクが高いとされる大人数・長時間での会食には特に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店など、感染防止対策に取り組む飲食店の利用をお願いします。

## ＜感染拡大予防ガイドラインの遵守＞

- ◎ 飲食店をはじめとする事業者の皆様方には、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を再度徹底してください。
- ◎ 寒い環境でも定期的に換気を実施するとともに、室内での適度な湿度を保つよう重ねてお願いします。

## ＜年末年始における感染予防対策の徹底＞

- ◎ 冬を迎え、年末にかけて忘年会など会食の機会も増えることから、皆様お一人おひとりが、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、「3密を避け、「マスクの着用」「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など感染予防対策を、より緊張感を持って徹底してください。
- ◎ 年末年始は、人の移動が集中し、「密」になりがちなため、帰省や旅行の分散に協力をお願いします。また、各企業におかれても、従業員の方の休暇の分散取得に協力をお願いします。

令和2年11月26日